

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第180号
事故等種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年7月20日 09時00分ごろ（日本時間）
発生場所	ペルー共和国リマ南東方沖 （概位 南緯16°43′ 西経087°04′）
事故等調査の経過	平成24年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 <sup>かいほつ</sup> 開発丸、489トン
船舶番号、船舶所有者等	137205、日本鯉鮪漁業開発株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 一等機関士、三級海技士（機関）
死傷者等	軽傷 1人（一等機関士）
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長及び一等機関士ほか20人が乗り組み、平成24年7月19日15時30分ごろ（船内使用時刻、日本時間（一）15時間、以下同じ）、約4～5ノットの対地速力で手動操舵によって南進しながら、まぐろ延縄操業の揚縄作業を開始した。</p> <p>一等機関士は、他の乗組員2人と共に前部甲板において、一等航海士の指揮の下、ブランリール（枝縄巻き機）を使用し、枝縄を整理して巻き取る作業を行い、並行して他の乗組員12人（以下「取込当番」という。）が舷門付近で取込装置を使用した漁獲物の取り込み及び取り外し作業を行っていた。</p> <p>一等機関士は、取込当番の1人が掛かった魚を取込装置で甲板上に取り込んだ後に取込装置を取込位置から待機位置に戻すために作動レバーを操作した頃、幹縄から枝縄を外し、ブランリールにスナップを固定して作動させ、枝縄の巻き取りを開始した。</p> <p>一等機関士は、枝縄の大部分を巻き終えた頃、ナイロンハリスが絡んだ状態となっていることに気付き、絡みを取ろうと思い、ナイロンハリスを右手でつかんで引っ張ろうとした際、一等機関士が保持していた枝縄の釣針が取込装置に引っ掛かっており、取込装置の移動によってナイロンハリスが緊張し、18時00分ごろ一等機関士の右手親指の先端が締め付けられて負傷した。</p> <p>作業の進行を監視していた甲板長は、このことに気付き、ブランリール及び取込装置を停止させ、また、本船を停止して救助に当たった。</p>

	船長は、揚縄を中止して7月22日15時00分ごろペルー共和国カヤオ港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	一等機関士は、実習船でのまぐろ延縄実習の経験はあったが、本航海で初めてまぐろ漁船に乗船し、当日で25回目の操業であった。 一等機関士は、揚縄作業中、綿製の薄手の手袋、ビニール手袋及び軍手の順に手袋を三重に着用していた。 一等機関士は、健康であり、休息及び睡眠も十分であった。
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船はリマ南東方沖を南進しながら操業中、一等機関士が、枝縄の巻き取り作業で絡んだナイロンハリスを右手でつかんで引っ張ろうとしたことから、その釣針が取込装置に引っ掛かっており、取込装置の移動によってナイロンハリスが緊張し、右手の親指がナイロンハリスの絡み部分に締め付けられて負傷したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船がリマ南東方沖を南進しながら操業中、一等機関士が、枝縄の巻き取り作業で絡んだナイロンハリスを右手でつかんで引っ張ろうとしたため、その釣針が取込装置に引っ掛かっており、取込装置の移動によってナイロンハリスが緊張し、右手の親指がナイロンハリスの絡み部分に締め付けられたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・索類の絡み等を発見した場合、装置を停止して解除作業を行うこと。

